平成21年12月15日 京都府知事指定

都市計画法第34条第14号及び同法第42条第1項ただし書並びに同法施行令第36条第1項第3号ホに基づく開発審査会付議基準15の規定により、市街化調整区域において自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる併用住宅を建築する目的で行う開発行為又は建築行為を行うことができる土地の区域を次のとおり指定した。

なお、その関係図書は、京都府建設交通部建築指導課及び京都府中丹西土木 事務所建築住宅室において縦覧に供する。

指定した区域の名称	指定した土地の区域
室地区	福知山市字室の一部
筈巻地区	福知山市字筈巻の一部
安井地区	福知山市字安井の一部、字池部の一部
池部·中地区	福知山市字池部の一部、字中の一部





